

特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に寄せられた
御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>省令案の1ページの11行目「加える」と、2ページの改正前欄の8行目「新設」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p>	<p>このような改正を行う場合、通常、経済産業省令においては、本省令のような表記としていることから、今回もこのような表記とすることとします。</p>
2	<p>(1) 特許法施行規則の改正について 「経済安全保障推進法」の一部の施行に伴い、御庁にて、特許出願に係る発明が、経済安全保障推進法第66条第1項の規定により政令に委任された付加要件に該当するか否かを早期に判断するために、必要な改正であり、賛成する。 なお、自己の出願が保全審査の対象に該当するの否かにつき、ユーザは重大な関心があるため、第一次審査の結論はできるだけ早期に出されることを希望する。</p> <p>(2) 特例法施行規則の改正について 保全対象発明を含む特許出願に係る手続をオンライン閲覧の対象から除く改正であり、「経済安全保障推進法」の一部の趣旨に沿う改正であり、賛成する。</p>	<p>本省令についての賛同の御意見として承ります。 なお、第一次審査の期間につきましては、令和5年8月9日に公布された「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第259号）」についてのパブリックコメントの回答（番号28）にもありますとおり、現状想定される特許庁における国際特許分類の付与等に要する最長期間を考慮して政令にて3か月と定めていますが、御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>本省令についての賛同の御意見として承ります。</p>